モニタリング結果報告書

(厚生労働省23(Ⅳ-3-4))

						(月	生労働省2	3(1V — 3 — i	4))
施策目標名	感染症の発	き生・まん延を防止する	る(施策中目	標Ⅳ-3-4)				
施策の概要	本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。 (施策小目標1)感染症指定医療機関の充足数 (施策小目標2)予防接種の接種率(麻しん・風しん) (施策小目標3)結核患者罹患率の推移 (施策小目標4)肝疾患診療連携拠点病院の設置都道府県数								
施策の背景・枠組み	〇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、 ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防 し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること」が目的とされており、 ・感染症指定医療機関への入院勧告等、感染症の予防・医療のために各種措置を取ることができる、 とされています。								
(根拠法令、政府決定、関 連計画等)	○予防接種法(昭和23年法令第68号)により、 ・「伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種における健康被害の迅速な救済を図ること」が目的とされており、 ・予防接種を行うこととなっている疾病については、定期予防接種又は臨時予防接種を行うこととされています。 また、予防接種による健康被害についてその救済措置を行うこととされています。								
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (組織)厚生労働省本省 (項)・・・・・・感染症対策費 : 感染症予防事業等に必要な経費(一部) 結核に関する試験研究に必要な経費(一部) 感染症の発生・まん延防止に必要な経費(一部) (組織)検疫所 (項)・・・・・・検疫所業務等実施費 : 検疫業務等に必要な経費								
		区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	要求額
		当初予算(a)	_	27,074,928	25,600,031	30,226,263	26,899,370	調素	整中
施策の予算額・執行額等	予算の	補正予算(b)	-	37,865,241	20,719,696	108,536,131	0		
※「執行額」欄には、独法の運	状況 (千円)	繰越し等(c)	_	0	45,594,368	23,553,514	7,135		
営費交付金は含まない。		合計(a+b+c)	_	64,940,169	91,914,095	162,315,908	26,906,505	調整	整中
	執行	f額(千円、d)	_	32,922,076	57,004,664	139,015,315			
		%, d/(a+b+c))	-	50.7%					
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		尔	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			斤)
	T		44.34.44	1		^+ / -			

測定指標	指標1 感染症指定医療機関充足率	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年
		82.7%	84.2%	86.8%	90.4%	集計中	_	おおむね100%
	年度ごとの目標値		おおむね100%	おおむね100%	おおむね100%	おおむね100%	おおむね100%	
	指標2 予防接種の接種率 (麻しん・風しん)	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年
	麻しん	87.0%	94.5%	86.9%	86.9%	集計中	_	おおむね95%
	風しん	89.3%	94.8%	86.9%	87.0%	集計中	_	おおむね95%
	年度ごとの目標値		おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	おおむね95%	
	指標3 結核患者罹患率の推移	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年
		20.6	19.8	19.4	19	集計中	_	人口10万人対 比15人以下
	年度ごとの目標値		18	18	18	18	15	
	指標4 肝疾患診療連携拠点病院の設 置都道府県数	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度
		_	17	34	45	46	47	47都道府県
	年度ごとの目標値		47	47	47	47	47	

参考資料の情報	関連法令(右記検索サイトから検索できます) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi- bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%8a%b4%90%f5%8%c7%82%cc%97%5c%96%68&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_N O_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=H10HO114&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_Y OMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1 予防接種法 URL: http://law.e-gov.go.jp/cgi- bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%5c%96%68%90%da%8e%ed&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H &H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S23HO068&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1& H_CTG_GUN=1

担当部局名 健康局	作成責任者名	結核感染症課長 亀井美登里	報告書作成日	
-----------	--------	------------------	--------	--

(注)肝炎対策関連については、健康局疾病対策課肝炎対策推進室長 神ノ田昌博